

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西海市長 杉澤 泰彦

市町村名 (市町村コード)	西海市 (42212)
地域名 (地域内農業集落名)	多以良小地区 (三年ヶ浦、平倉、江切、山ノ田、上多以良、馬場、井手、下多以良、下中央、道目木、柳)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

多以良小地区は、先進的に環境保全型農業の取り組みが積極的に行われてきた地域であり、水稻や果樹、施設野菜、畜産などの産地である。ヘリやドローンを使用した防除にも積極的に取り組んでいるが、担い手の高齢化による農地の荒廃化が課題となっており、約55%が荒廃しており、担い手の確保は課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田地帯として、現在担い手により耕作されている水田については、今後も継続して作付が行われるよう、市公社などによる農業支援サービスなども活用した取り組みを支援する。山間部には段々畑も多いことから、作業効率を上げるために小型の農業機械やドローンの利用を促進する。地域のニーズに合わせて農家同士での共同作業を促進し、効率的な作業を実現する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	76.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、将来の経営農地の集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手が少ない地域でもあり、基盤整備事業を活用した大規模な区画整備は難しいため、必要に応じた中小規模の整備事業などを活用しながら、まとまりのある農地で作業効率の高い農業経営への支援を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営相談を通して新規就農者だけでなく地域内外から多様な経営体の育成が可能となる取り組みを推進する。また、JAの担い手支援センターなどの研修事業を活用し、地域で可能な場合においては、受講生の受け入れ等の支援や体制づくりに努め、新規就農者等の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや遠隔監視等による見回り作業の省力化、捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②水稻や果樹、施設野菜、畜産などの多様な農業形態を維持しつつ、新たな作物や技術の導入を進める。特に、環境保全型農業や有機農業を推進し、地域ブランドとしての価値を高める。
- ③IoTやAIを活用したスマート農業を導入し、効率的で持続可能な農業を実現する。これにより、労働力不足や高齢化の問題を解消する。